（装備施設本部総務課人事管理室長）同　嶋田　秀雄
装備施設本部誘導武器課長を命ずる
（南関東防衛局会計監査官）同　伊田　勝彦
装備施設本部武器課弾火薬室長を命ずる
（南関東防衛局企画部次長）同　清水　平
南関東防衛局管理部長を命ずる
（経理装備局会計課会計企画官）
防衛部員　山岡　博幸
防衛事務官に任命する
中国四国防衛局総務部長を命ずる
（沖縄防衛局企画部次長）防衛事務官　長嶺　英光
沖縄防衛局管理部長を命ずる
（千歳防衛事務所長）防衛技官　菊地　一孝
北海道防衛局会計監査官を命ずる
（北海道防衛局管理部業務課長）
防衛事務官　山本　邦明
千歳防衛事務所長を命ずる
（技術研究本部事業監理部管理課総括班長）同　安川　彰彦
東北防衛局会計監査官を命ずる
（北関東防衛局会計監査官）同　木下　謙三
百里防衛事務所長を命ずる
（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構業務部横田支部長）　深澤　茂
防衛事務官に任命する
横田防衛事務所長を命ずる
（北関東防衛局総務部総務課長）
防衛事務官　市瀬　重明
千葉防衛事務所長を命ずる
（沖縄防衛局会計監査官）防衛技官　後藤　充志
南関東防衛局会計監査官を命ずる
（北海道防衛局会計監査官）防衛事務官　今野　了彦
座間防衛事務所長を命ずる
（装備施設本部電子音響課調達第1班長）防衛技官　野邊　政春
近畿中部防衛局会計監査官を命ずる
（北関東防衛局企画部施設対策計画課長）防衛事務官　内田　吉美
金武防衛事務所長を命ずる
（地方協力局地方調整課計画調整室）防衛部員　扇谷　治
防衛技官に任命する
沖縄防衛局会計監査官を命ずる
（那覇防衛事務所長）防衛技官　儀間　朝光
沖縄防衛局労務管理官を命ずる
（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構沖縄支部副支部長）　玉垣　慎一
防衛技官に任命する
那覇防衛事務所長を命ずる
（装備施設本部総務課人事管理室厚生専門官）防衛技官　金川　史朗
新潟防衛事務所長を命ずる
（北関東防衛局総務部総務課長補佐（総括担当））防衛事務官　加藤　政夫
前橋防衛事務所長を命ずる
（南関東防衛局管理部施設補償第2課課長補佐（中間補償第1・第2担当））同　奥　和博
浜松防衛事務所長を命ずる
（近畿中部防衛局管理部業務課課長補佐（総務、業務担当））防衛技官　板東　英一
金沢防衛事務所長を命ずる
（南関東防衛局総務部会計課課長補佐（総務、会計、管理担当））防衛事務官　児玉　重孝
津山防衛事務所長を命ずる
（近畿中部防衛局企画部周辺環境整備課課長補佐（計画調整、施設対策、再編交付金担当））
防衛技官　仲泉　正史
美保防衛事務所長を命ずる
（近畿中部防衛局企画部地方調整課課長補佐（総務、企画担当））同　西内　敦史
高松防衛事務所長を命ずる（以上四月一日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事補　今村あゆみ
福島地方裁判所判事補に補する
福島地方裁判所郡山支部勤務を命ずる
兼ねて福島家庭裁判所判事補に補する
福島家庭裁判所郡山支部勤務を命ずる（五月二十四日）

皇室事項

行幸啓
天皇皇后両陛下は、五月二十日午後四時四十五分御出門、特別展「細川家の至宝―珠玉の永青文庫コレクション―」を御覧のため、東京国立博物館（台東区）へ行幸啓、同六時十六分還幸啓になった。
天皇皇后両陛下は、神奈川県において開催された第六十一回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、五月二十二日午前十時三十一分御出門、神奈川県及び静岡県へ行幸啓、同月二十四日午後六時四十四分還幸啓になった。

御祝電
天皇陛下は、五月二十六日グルジア国の独立記念日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信
天皇陛下から四月二十六日トーゴ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、五月十八日御答信があった。

御答電
天皇陛下から四月二十八日スウェーデン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、五月十八日御答電があった。

官庁報告

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催
ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。
平成二十二年五月二十七日
東北経済産業局長　数井　寛
一　件名　山形ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十二年六月二十五日　午後二時から
三　場所　山形商工会議所会館（山形県山形市七日町三丁目一番九号）
四　事案の要旨
1　一般ガス供給約款の変更（熱量変更終了に伴う総原価の見直しに伴う料金改定。）
2　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号仙台合同庁舎）並びに山形ガス株式会社（山形県山形市白山三丁目一番三十一号）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「山形ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年六月十日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「山形ガス関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年六月十日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

雑

意見陳述届出書
東北経済産業局長　殿
届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）
住所　（電話番号）
職業

山形ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。
（意見の概要）